

介護保険事業所 管理者 様

倉敷市健康福祉部健康長寿課長

新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休業に伴う総合事業
(通所型サービス・訪問型サービス)の報酬請求の取扱いについて

日頃より介護保険事業の適正な運営及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所を休業した場合の報酬請求について問い合わせをいただいているところであります。つきましては、**令和3年1月サービス提供分以降**につきましては、下記のとおりのお取り扱いとしますのでよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大防止のため事業所が休業した場合

休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いて、日割り計算を行うこととする。（休業した期間にサービスを利用することとなっていた利用者に限る。）

【根拠通知・参考通知】介護保険最新情報 Vol.779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問4、介護保険最新情報 Vol.773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問4

問い合わせ先

倉敷市健康福祉部健康長寿課地域包括ケア推進室

担当：小野

TEL：086-426-3417

FAX：086-422-2016